



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○弁理士法施行規則の一部を改正する省令(経済産業省六四)

〔告 示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(財務二五七)

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同二五八～二六三)

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同二六四～二六六)

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同二六七)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人物質・材料研究機構、

税理士登録者、高圧ガス保安協会平

成十九事業年度決算報告書及び財務

諸表の概要関係

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

省 令

○経済産業省令第六十四号

弁理士法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第二百四十六号)の施行に伴い、並びに弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第十一条第六号、第十六条の三第一項及び第二項、第十六条の六第二項及び第四項、第十六条の八、第十六条の十三第三項並びに第十六条の十五並びに弁理士法施行令(平成十二年政令第三百八十四号)第四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、弁理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年九月九日
経済産業大臣 二階 俊博

弁理士法施行規則の一部を改正する省令

弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第二章 弁理士試験等」を「第二章 弁理士試験
第一節 弁理士試験(第二条―第十二条) 第一節 特定侵害
第二節 特定侵害訴訟代理業務試験(第十三条―第二十一条)」
第二章の二 実務修

等
試験(第二条―第十二条) に改める。

訴訟代理業務試験(第十三条―第二十一条) 習(第二十一条の二―第二十一条の二十四) 第六条第一号中「下欄」を「上欄」に、「選択問題」を「科目」に改め、「分野の」を削り、「研究」の下に(第三条の表の上欄の第六号に掲げる科目に関する研究においては、法第十条第二項第一号に規定する工業所有権に関する法令に関する研究を除く。次号において同じ。)、を加え、有する者」の下に、「のうち、当該学位の授与に係る論文の審査に合格した者」を加え、「選択問題」に対応する第三条の表の上欄に掲げる」を削り、同条第十号中「第七号」を「第六号」に改め、同条第十一号とし、同条第九号中「第七号」を「第六号」に改め、同条第十号とし、同条第八号中「第七号」を「第六号」に改め、同条第九号とし、同条第七号を削り、同条第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同条を同条第八号とし、同条第五号中「第四号」を「第五号」に改め、同条を同条第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 薬剤師 第三条の表の上欄の第三号に掲げる科目
第六条第四号中「第三号」を「第二号」に改め、同条を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、同条第二号中「第六号」を「第五号」に改め、同条を同条第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 第三条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者 当該科目
第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 実務修習
(実務修習の内容及び方法)
第二十一条の二 実務修習は、講義及び演習により行うものとし、一の実施期間内に、次の表の上欄に掲げる課程について、それぞれ同表の下欄に掲げる単位数以上行わなければならない。

| 課 程 | 単 位 数 |
|----------------------|-------|
| 一 弁理士法及び弁理士の職業倫理 | 十六単位 |
| 二 特許及び実用新案に関する理論及び実務 | 五十七単位 |